

国民年金だより

国民年金任意加入制度について

国民年金制度は、原則として20歳から60歳までの40年間の加入・納付状況によつて、年金額が決定されます。保険料免除期間がある場合や、やむを得ない事情により過去に納められなかつた期間がある場合、国民年金に加入していない期間があるなど満額の年金を受け取ることができない方が、ご本人様の申出により、任意で国民年金に加入し、年金額を増額することができます。(厚生年金保険(サラリーマン等)、共済組合(公務員等)の被保険者(第2号被保険者)の方は、任意加入できません。)

具体的には、①日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方 ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方 ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480カ月末満の方

任意加入で納付できる月数は最大で60カ月(5年間)です。60カ月納付した場合、年額で99,000円増額します。(年金増加額は、平成21年度の老齢基礎年金を基に算出しています。)

- ◆保険料の月額 14,660円(平成21年度)
- ◆納付方法 原則口座振替

◆その他 ①その他、年金額を増額する方法として、ご本人様の申出により国民年金保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せ納付することができます。付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金に付加年金(1ヶ月につき200円)が上乗せされます。2年以上受給した場合、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れるおトクな制度となっています。

②日本人で海外に居住する20歳以上65歳未満の方、老齢(退職)年金受給権を有する60歳未満の方についても任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は、70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

●任意加入・付加保険料に関するお問合せ先
町民福祉課住民福祉グループ

☎ 47-2112

環境衛生だより

ゴミの野焼きは止めましょ!

平成12年4月から野外での廃棄物焼却が禁止になり、違反した場合は直接罰となつております。

最近、廃棄物適正処理監視パトロール

等において、簡易な焼却施設や土管などを用いて、剪定枝などを含む家庭ゴミや事業系一般廃棄物を焼却している住民や事業所が発見されております。パトロール中に野焼きの現場を発見された場合、

処罰を受けることがありますので、ゴミの野焼きは絶対に止めましょう。「簡易な焼却施設とは、ドラム缶、コンクリート管(土管)等による焼却施設です。」

但し、例外として農家の火入れ(枯草焼き、稻わら焼き)等の野焼きは従来どおりできます。この場合、事前に役場産業課に火入許可申請書の提出が必要です。

ゴミの野焼きについての不適正処理事案

対応件数(平成19年度)
○門別署・・・21件
○静内署・・・6件
○浦河署・・・3件

◇会費 一人年額500円

◇共済期間

加入日(平成22年3月31日まで)

◇見舞金

※北海道日高支庁では、平成19年秋より、管内警察署と調整し、廃棄物処理法施行令第14条の例外規定に該当しない焼却行為に当たると判断された場合、直ちに警察署へ通報するよう申し合わせております。

◇幼児・児童の加入掛金について

平成21年4月1日時点、新冠町に住民登録をしている平成9年4月1日から平成20年4月1日までに生まれた幼児・児童

について、町において交通災害共済金を負担し、共済に加入させますので、万が一、交通事故に遭われ通院等する場合がございましたら、見舞金が支給されますので、町民福祉課住民福祉グループまでお問合せ下さい。

交通災害共済について

新冠町では、次のとおり交通災害共済の加入申込み受付を行っております。
加入方法等は次のとおりです。

◇加入できる人

新冠町に在住し、住民登録(外国人登録を含む)をしている方はどなたでも加入できます。

◇こんな時に請求できます

交通事故により災害を受けた場合。(自転車で転んでケガをして病院で治療を受けた場合や自損事故を起こし、ケガをして病院で治療を受けた場合なども含みます。)

◇会費 一人年額500円

◇共済期間

加入日(平成22年3月31日まで)

◇見舞金

通院日数等に応じて3万円から80万円の見舞金が支給されます。

◇幼児・児童の加入掛金について

平成21年4月1日時点、新冠町に住民登録をしている平成9年4月1日から平成20年4月1日までに生まれた幼児・児童

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器の設置が義務化されています



○住宅用火災警報器とは？

部屋の天井や壁（高い部分）に取り付けます。

煙を感じるとブザーと音声で知らせます。

※電池式と家庭用電源（100V）式の2つがあります。

○いつから設置が義務化されているの？

新築の住宅は … 平成18年6月1日から義務化されています。

既存の住宅は … 平成23年6月1日までに設置が必要です。

○なぜ設置しなければならないのですか？

住宅火災による死者数は増加傾向にあります。死者の約9割は住宅火災で発生していますが、死亡原因の約7割が逃げ遅れです。以上の理由から消防法が改正され、火災警報器の設置が義務化されました。

▽設置する部屋

①寝室

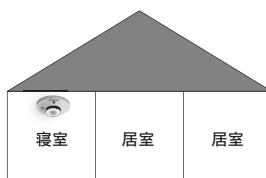
普段の就寝に使われる部屋に設置します。

子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われる場合は対象となります。

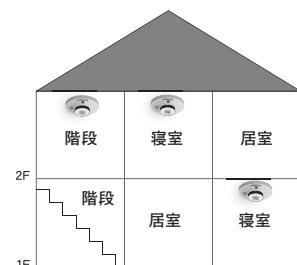
②階段

寝室がある階（屋外に避難できる出口がある階を除く）の階段最上部に設置します。

1階建て



2階建て



▽取り付け位置

①天井の場合

- ・火災警報器の中心を壁や梁などから60cm以上離します。
- ・付近に換気扇やエアコンがある場合は、1.5m以上離します。

②壁面の場合

- ・天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

◇お問い合わせ先 日高中部消防組合消防署新冠支署 ☎ 47・2666
ホームページ：<http://www.hidaka-chubu-119.jp/>

住宅用火災警報器の助成を予定しています

町では高齢者世帯、障害者世帯の方を対象に火災警報器の購入に関する助成を予定しています。

詳しいお知らせは、5月または6月に、広報、駐在員文書等でお知らせいたします。

▽助成に関するお問い合わせ先

町民福祉課 保健福祉グループ（福祉） ☎ 47・2113（直通）